

富山県立大学大学院情報工学研究科入試・学生募集委員会規程

令和7年4月1日制定

(設置)

第1条 富山県立大学大学院情報工学研究科に、入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 入学試験の企画及び実施に関すること。
- (2) 学生募集に関すること。
- (3) その他入学者の選抜に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副入試・学生募集部長（情報工学研究科の専任の教授に限る。）
- (2) 専攻ごとに選出する各2人の教員（教授又は准教授に限る。）
- (3) 事務局長
- (4) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年（ただし、情報工学専攻は、1年）とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務の制限)

第5条 大学4年次に達する者又は大学院への入学を志願する者が配偶者又は2親等以内の親族にある委員は、第2条第1号に掲げる事項に関する業務に就くことはできない。

2 前項に規定する委員の配偶者又は2親等以内の親族が本学大学院への入学者選抜試験に志願しないことが明らかになった場合は、当該委員は、第2条第1号に掲げる事項に関する業務に就くことができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。
- 6 委員会の会議に係る審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間は、第1条中「大学院情報工学研究科に、」とあるのは「大学院に、令和8年4月1日に設置予定の情報工学研究科に係る事項を所掌する」と、第3条第1号中「情報工学研究科」とあるのは「情報工学部」と、同条第2号中「専攻」とあるのは「情報工学部の学科」と、第4条中「2年(ただし、情報工学専攻は、1年)」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により読み替えられた第3条第2号の規定に基づき、令和7年4月1日に情報工学部の学科ごとに選出されて委員に就任した教員で令和8年4月1日に委員に再任された者の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。